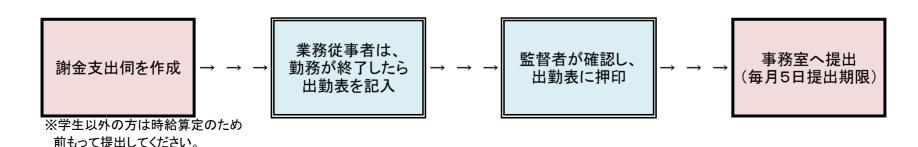
## アルバイト謝金支出フロー



…勤務日ごと

…各月ごと

## ★注意事項★

- ○監督者または補助監督者が在勤でない場合は、アルバイト不可。
- 〇本学在籍で在留資格「留学」の学生の場合、「1週間につき30時間以内」の範囲で勤務可(資格外活動許可不要)。 それ以外の外国人の場合、「1週間につき28時間以内(学際外勤務も含め)」の範囲で勤務可(資格外活動許可必要)。
- ○学生の場合、授業時間と勤務時間が重複していないか、本人と監督者双方がカリキュラム等で確認の上、 学業に支障のない範囲で勤務すること。
- OTAやRA等の業務時間と重複しないようにする。また、TAやRAの業務時間も合わせて1日7時間45分の以内の範囲で 勤務すること。
- 〇「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」は、支払年(原則勤務月の翌月)が勤務した年の翌年になる場合には、 翌年分の申告書を同時に提出すること。
- ※別紙「アルバイト謝金注意事項・チェック項目」を参考の上、遺漏のないよう書類を作成してください。